

災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定

加東市（以下「甲」という。）と加東市ゴルフ場支配人会（以下「乙」という。）は、災害時におけるゴルフ場施設の利用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害（地震、風水害、大火事等の原因による被害をいう。以下同じ。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙に加盟するゴルフ場施設（以下「施設」という。）を一時避難場所として利用することにより、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

（支援協力の要請）

第2条 甲は、災害時における施設の利用について乙の支援協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に対して文書により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難者のクラブハウスへの収容
- (2) 入浴施設及び食事場所の提供
- (3) 緊急車両の駐車
- (4) 救援物資の一時保管場所の確保及び提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める事項

2 前項の規定による要請について、緊急を要する場合にあっては、甲は、施設に対して直接要請することができるものとする。

3 甲は、前項の規定により、施設に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、速やかに施設に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

2 施設は、業務に支障をきたさない範囲において、前条の要請を可能な限り受諾するものとする。

3 甲は、支援協力を受諾した施設と支援協力の方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、第2条の規定による支援協力を実施したときは、当該支援協力の終了後、文書により甲に報告するものとする。ただし、特別の事情により文書で報告することができないときは、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定により施設が実施した支援協력에要した経費は、甲が負担するもの

とする。

2 前項に規定する経費は、災害発生前の通常料金を基準として、甲乙協議の上、決定する。

（緊急連絡先の報告）

第6条 甲及び乙は、第2条に規定する要請を円滑に行うため、毎年1回、担当者の氏名及び緊急連絡先を互いに報告するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙いずれからも書面による協定終了の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この有効期間を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年3月30日

甲 加東市社50番地

加東市

加東市長

岩根正

乙 加東市ゴルフ場支配人会

会長

内藤圭介